

伊東市景観条例施行規則の一部変更(案)に関するパブリックコメント

令和元年 5 月 3 日

住所 伊東市宇佐美 403 - 2

氏名 森 篤 (男 66 才)

電話 0557 - 48 - 9534

頁	区分	意 見	理由等
	総論	<p>今回の「伊東市景観条例施行規則の一部変更」(案)は、「伊東市景観計画の見直し」に伴い実施することですので、このことについて、公式に市民に意見を求める時(パブリックコメント)は、まず、確定(告示・公衆の縦覧)した「伊東市景観計画の一部見直し」(計画の変更)を示すべきだと思慮致します。</p> <p>しかし、計画の変更について告示も公衆の縦覧も行われていないことから、まだ、確定はしていないということになります。伊東市景観計画の変更も伊東市景観条例施行規則の変更も、まだその検討過程の内にあるということになる訳ですが、そうであるならば、今回のパブリックコメントの募集に当たっては、確定直前の「伊東市景観計画の見直し」(案)を示すべきだと思慮致します。</p>	<p>「伊東市景観計画の見直し」に伴って、「伊東市景観条例施行規則の一部変更」をする訳ですから、大本の「伊東市景観計画」がどう見直されたのかがわからなければ具体的な意見を言うのはなかなか難しくなります。あるいは、特段の意見はないと判断することが難しくなります。</p> <p>既に「伊東市景観計画の一部見直し」(案)に係るパブリックコメント「伊東市景観計画の一部見直し」の募集があり、その意見に対する回答も既に公表されていますことから、「伊東市景観計画の一部見直し」(案)がおおよそどのようなものかという推測はできたとしても、「伊東市景観計画の一部見直し」がどう確定しようとしているのかわからない市民にとっては、それはあくまで推測でしかありません。</p> <p>公式に市民に意見を求める時(パブリックコメント)は、その案件を理解するために必要な資料を併せて提供する必要があると思います。不明な点は、担当課にお尋ねくださいということかも知れませんが、それは、行政が積極的な情報提供をした上でのことだと思います。</p>
	総論	<p>「伊東市景観計画の一部見直し」のパブリックコメントは、平成 31 年 1 月 14 に締め切られていますので、それから既に 4 ヶ月が経とうとしています。「伊東市景観条例施行規則の一部変更」も同時期に作業が進められて</p>	

	<p>いれば、今頃はいずれも稼働できていたかもしれません。</p> <p>「伊東市景観条例施行規則の一部変更」の施行は、公布から2ヶ月後だとすれば、さらに時間がかかることとなります。</p> <p>大規模な「太陽光発電設備」の建設が伊東市においても増加しているが故の「伊東市景観計画の一部見直し」及び「伊東市景観条例施行規則の一部変更」である訳ですから、行政施策としては極めてスピード感に欠け、現状認識と矛盾しているものと思慮致します。</p>	
<p>総論</p>	<p>大規模な「太陽光発電設備」の建設が伊東市においても増加しているという現状認識を踏まえるならば、景観法に基づく「行為の制限」をできるだけ早く稼働させるために、見直し中の「伊東市景観計画」を速やかに確定し、景観法に基づきこれを告示し、公衆の縦覧に供すべきだと思慮致します。</p> <p>さらに、「伊東市景観条例施行規則の一部変更」の施行は、公布から2ヶ月後ではなく、公布即日施行にすべきだと思慮致します。</p>	<p>今回の「伊東市景観条例施行規則の一部変更」の目的は、「太陽光発電設備」を「工作物」と位置づけ、景観法に基づく届け出対象行為とすることですから、「太陽光発電設備」を新たに景観法第16条第1項第2号の「工作物」に該当させることとなります。この「工作物」の届け出は、景観法第16条第1項の規定に基づき、「国土交通省令」に定めるところにより、景観行政団体の長(伊東市長)に届け出ることとなりますので、第一義的には、「伊東市景観条例」及び「伊東市景観条例施行規則」に基づくものではないということとなります。</p> <p>従いまして、「太陽光発電設備」を「工作物」と位置づけるには、「伊東市景観条例施行規則」に記載するのではなく、まず景観法第8条第2項第2号に基づく「行為の制限に関する事項」を「伊東市景観計画」に記載して、しかる後に、「伊東市景観条例施行規則」に記載することになるのではないのでしょうか。</p> <p>即ち、「太陽光発電設備」の建設に係る「行為の制限」は、「伊東市景観条例施行規則の一部変更」とワンセットでなくとも、「伊東市景観計画の一部見直し」で法的に十分担保できるのではないのでしょうか。</p> <p>さらに、「伊東市景観計画の一部見直し」を速やかに確定し、これを告示し、公衆の縦覧に供することにより、「伊東市景観条例施行規則の一部変更」の施行を周知期間として公布後2ヶ月を要せずとも、「行為の制限」は法的に公衆への周知が担保できるのではないのでしょうか。</p>